

平成25年度 第4回 朝日地域審議会

次 第

日 時 平成25年11月19日 (火)
午後1時30分～
場 所 朝日庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について

(2) 地域審議会提言書(案)の検討について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

朝日地域審議会委員名簿

平成25年度

番号	所 属 団 体 等	役職名等	氏 名	備考
1	朝日地域駐在員連絡協議会	会 長	佐 藤 正	
2	朝日地域駐在員連絡協議会	副 会 長	上 野 博 喜	
3	出羽商工会朝日支部	代 表 理 事	松 本 壽 太	
4	庄内たがわ農業協同組合	理 事	齋 藤 源之助	
5	出羽庄内森林組合	理 事	佐 藤 泉 三	欠席
6	あさひむら直売施設管理運営組合	店 長	佐 藤 照 子	
7	鶴岡市消防団朝日方面隊	方 面 隊 長	宮 崎 康 史	
8	庄内たがわ農業協同組合朝日支所女性部	部 長	清 野 一 女	
9	鶴岡市朝日地区民生児童委員協議会	会 長	佐 藤 宥 男	遅参
10	朝日体育協会	会 長	佐 藤 芳 彌	
11	朝日芸術文化振興協会	会 長	渡 部 嚴	
12	鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部	支 部 長	清 野 清	
13	鶴岡市立朝日小学校PTA	会 長	難 波 一 之	欠席
14	大鳥タキタロウ村	村 長	大 滝 清 策	
15	旧朝日村議会	元 副 議 長	井 上 時 夫	欠席
16	朝日地域駐在員連絡協議会	事 務 局 長	工 藤 悦 夫	
17	鶴岡市食生活改善推進協議会	理 事	安 達 幸 恵	
18	あさひスポーツクラブ	指 導 員	渡 部 小 枝	欠席
19	月山あさひ博物村	支 配 人	今 野 継 子	欠席
20	農業（鶴岡まちづくり塾）		五十嵐 大 輔	

鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しについて

1. 中間見直しの趣旨

現在の総合計画は、平成21年1月に策定されており、平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間となっている。その構成は、めざす都市像やまちづくりの基本方針などを定めた「基本構想」部分と具体的施策などをまとめた「基本計画」部分からなっており、総合計画に基づき実施する施策については3カ年の実施計画を毎年度ローリング方式により策定し、その推進に当たっている。

また「基本計画」部分については、社会情勢の変化への対応などを考慮し、必要に応じ5年をめぐりに見直すこととしており、

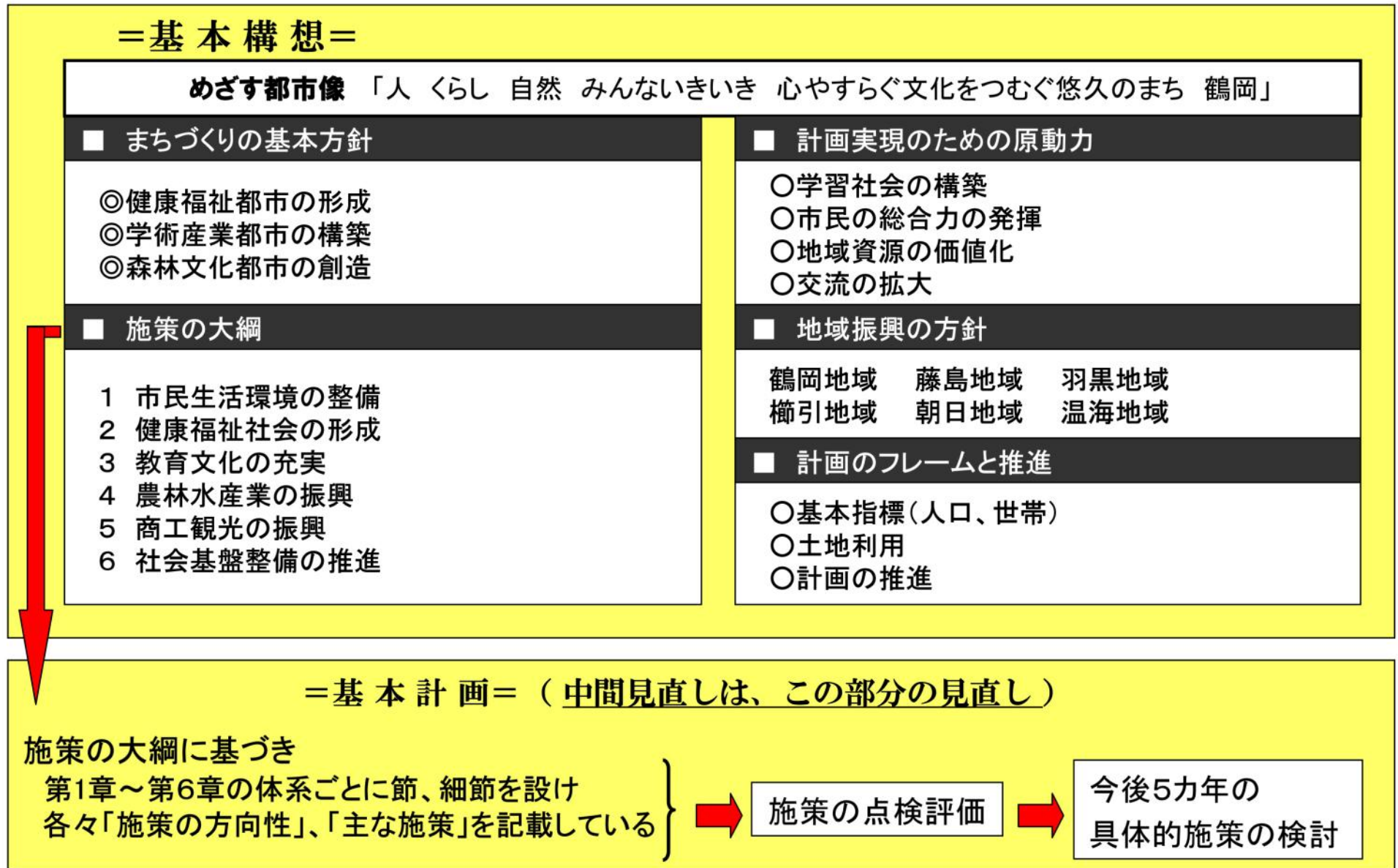
- ・ 歯止めのかからない少子化、人口減少社会に対応した施策の推進
- ・ 東日本大震災の発生を契機とした安全安心なまちづくりの推進と再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進等のエネルギー関連施策の推進
- ・ 長引く経済不況を背景とした経済雇用対策の推進
- ・ ルネサンス事業の定着化

などを背景に、近年の社会経済情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題等を把握しつつ、各種施策等を的確に推進するため、中間見直しを実施する。

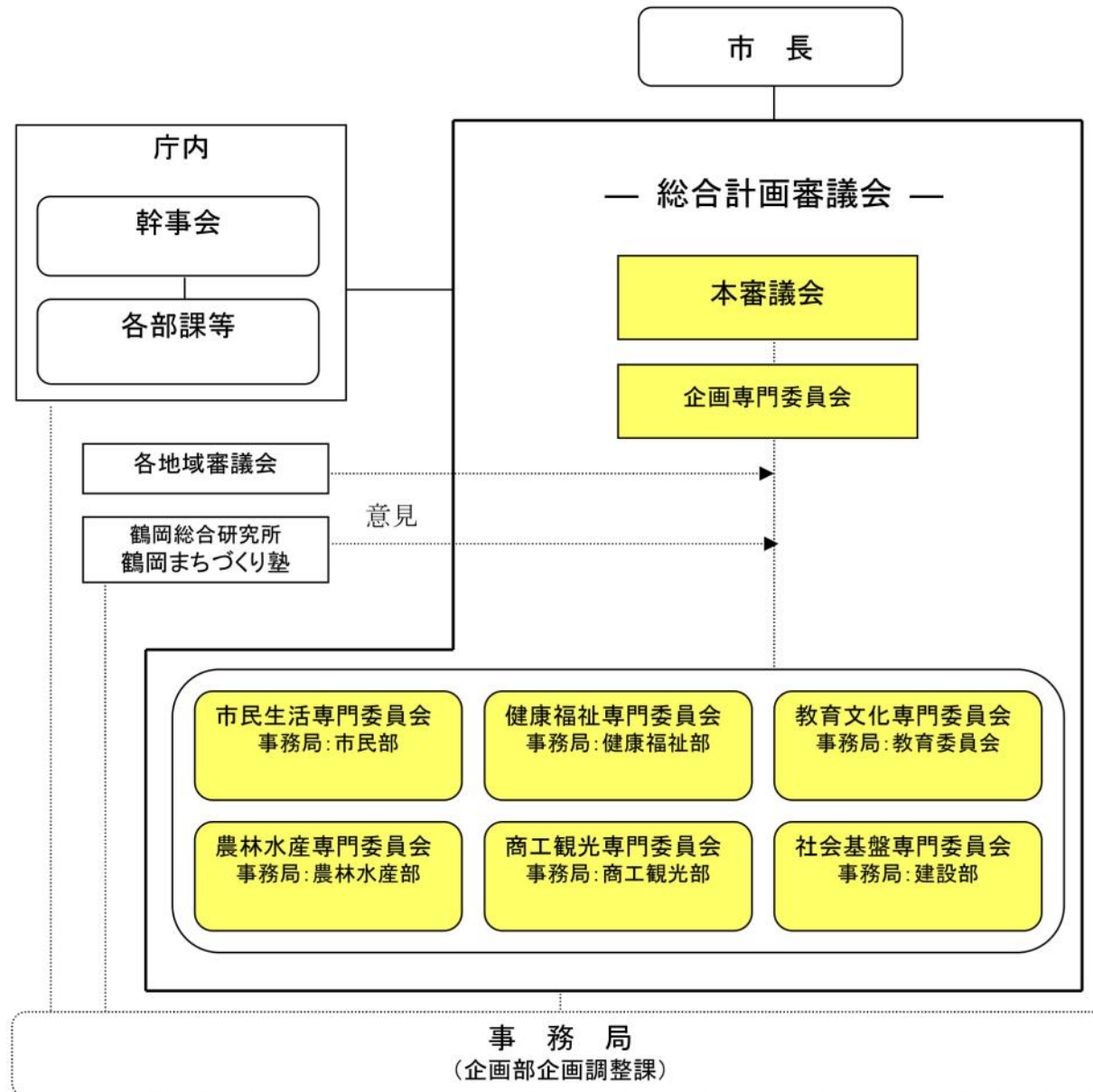
2. 見直しの対象とする基本計画の期間

平成26年度から平成30年度までの後期5カ年

3. 鶴岡市総合計画の全体フレーム



4. 総合計画基本計画の中間見直し検討体制



5. 鶴岡市総合計画基本計画の中間見直し年間スケジュール

期 日	総合計画審議会・市	企画専門委員会	専門委員会(企画以外)	そ の 他
平成25年 6月	●第1回(6/24) 【諮問】 ・中間見直しの進め方等			
7月		●第1回 ・委員の委嘱、委員長等の選出 ・市の現状	●第1回 ・委員の委嘱、委員長等の選出 ・分野別の現状	
8月				
9月				
10月				
11月		●第2回 ・方向性、重点施策等	●第2回 ・分野別の方向性、主な施策	●第1回鶴岡まちづくり塾意見聴取 ●第1回地域審議会意見聴取
12月	●第2回 ・方向性、主な施策等			
平成26年 1月		●第3回 ・基本計画案	●第3回 ・基本計画案	●第2回鶴岡まちづくり塾意見聴取 ●第2回地域審議会意見聴取
2月	●第3回 ・基本計画案			
3月	●【答申】 ●総合計画後期基本計画の策定			●パブリックコメント

鶴岡市総合計画後期基本計画（構成案）

鶴岡市総合計画後期基本計画の構成案

1 計画の策定趣旨と構成等

- (1) 計画の策定趣旨
- (2) 総合計画の構成と計画期間

2 本市を取り巻く状況

- (1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行
- (2) 地域経済・雇用情勢の低迷
- (3) 自然災害に対する不安の高まり
- (4) 地球環境・資源の制約の高まり

3 鶴岡の未来を創造する成長戦略

～鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進～

(1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

(2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。

(3) 知を活かす「学術文化都市」

高等教育研究機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。

(4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせる環境を整えます。

(5) 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

4 地域振興の方針に基づく施策

- (1) 藤島地域
- (2) 羽黒地域
- (3) 櫛引地域
- (4) 朝日地域
- (5) 温海地域

資料4 参照

5 計画の推進のために

- (1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮
- (2) 地域主権改革への対応と行財政改革の推進
- (3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

6 施策の大綱に基づく施策

資料3 参照

※下線部分は変更点

第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) 資源循環型社会への転換</u> <u>(3) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 省エネルギーの推進</u> <u>(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 ころと体の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) すやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) ころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節 ころと体の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) すやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) ころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進
第2節 温かい福祉の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節 温かい福祉の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備
第3節 障害者の自立生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節 障害者の自立生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実
第4節 高齢者がいきいきとした地域の実現	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節 高齢者がいきいきとした地域の実現	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第5節 健やかな子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節 健やかな子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援
第6節 医療の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節 医療の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療・救急医療体制の整備と<u>高度医療への対応</u> (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 <u>高等教育研究機関の充実</u>	(1) <u>高等教育研究機関の充実と学術研究機能の集積</u>
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) <u>伝統文化と文化資源の保存継承</u>
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	<u>(1) 多文化共生の推進</u> <u>(2) 国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画		検討中の基本計画（案）		
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興 (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) _____ (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用 (1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興 (1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大 (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u> (1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興 (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 まちの賑わいを創る産業の振興 (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 はたらく力と意欲を高める人づくり (1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画基本計画の体系 新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画		検討中の基本計画（案）	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策事業の促進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

地域振興の方針に基づく施策（案）

●地域振興の方針に基づく施策

本市は、社会経済情勢の大きな変革の中、明るい新時代をひらいていくため、平成 17 年に 6 市町村が合併し、誕生しました。その結果、全国有数の広大な市域面積を持ち、自然や歴史、文化面などにおいて、豊富で多様な地域資源を有する市となりました。

一方で、広大な面積と多様な地域特性を有することは、過疎対策や豪雪対策など、それぞれの地域に応じた対応が必要となることから、各地域の実態を踏まえ、合併後もそれぞれの生活が守られ、各地域で安心して暮らせるよう、また地域で夢を描けるような地域社会の実現に向け、所要の支援策を講じる必要があります。

今後も、市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会を実現します。

(1) 藤島地域

○地域振興の方向

藤島地域には多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域です。また、合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。今後も、農業関連資源を生かした地域振興を積極的に進めるとともに、引き続き、エコタウンプロジェクトの推進を図ります。

また、これまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な地域資源を次世代にしっかりと継承し、有効に活用することにより、市内外の交流の拡大を図り、地域の振興が図られるよう努めます。

1) 農業関連資源を生かした地域振興の実現

○施策の方向

藤島元町地域に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど、庄内農業の中心である藤島の魅力を積極的に発信し、農業を基幹産業とする藤島地域の振興、活性化を推進します。また、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来や魅力に関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育む施策を推進します。

○主な施策

- ・人と環境にやさしい農業の推進
- ・米作りがさかんな庄内農業の中心である藤島の情報発信
- ・ふるさと意識の醸成
- ・庄内農業高等学校と地域との連携推進

2) ふじの里づくりの推進

○施策の方向

藤にこだわった歴史公園の整備やふじの里づくりの推進など、地域資源、特性等を生かした取り組みを一層発展させながら、地域住民が誇りと愛着をもって暮らしていける地域づくりと、活力あるまちづくりを推進します。

また、伝統芸能の継承は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを保つなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげていきます。

○主な施策

- ・歴史公園を活用した藤島地域の魅力発信
- ・住民協働による適正な維持管理の推進
- ・伝統芸能の育成と地域コミュニティづくり

(2) 羽黒地域

○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画村など新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。また、住民と行政とのコミュニケーションを推進し、賑わいの創出、住民サービスや福祉の向上、地域防災のための拠点づくりを進めます。

1) 観光の振興

○施策の方向

手向宿坊街の修景整備や精進料理プロジェクトへの支援など手向門前町の魅力向上を推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室等の保存整備を推進し有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による滞在型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

○主な施策

- ・「出羽三山・修験の里再生」による歴史文化の継承と発信
- ・「松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用」による地域活性化
- ・「映画ロケ支援等観光連携」による滞在型観光ルートの整備

2) 農業の振興

○施策の方向

中山間地域の耕作放棄地を再生、活用し、農業体験を通じた都市交流の活性化や特産品づくりへの支援を行います。

○主な施策

- ・条件不利地、遊休農地の再生と活用
- ・都市と農村の交流の推進による地域活性化
- ・庄内柿の産地強化による振興

3) 地域活性のための拠点整備

○施策の方向

羽黒庁舎の施設老朽化に伴う新庁舎改築において、庁舎の基本的な機能に加え、総合的な相談機能や図書館などを備えた賑わい創出する地域活性の拠点とするほか、防災拠点として新たな整備を行います。

○主な施策

- ・ワンストップサービスによる総合的な相談の対応
- ・図書館併設による賑わいの創出
- ・消防との密な連携による迅速な災害への対応

(3) 櫛引地域

○地域振興の方向

櫛引地域は、農業を主要な産業とし、なかでも果樹生産にあつては庄内でも有数の産地になっており、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里整備、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の三つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

1) フルーツの里整備

○施策の方向

櫛引地域は農業を主要な産業としており、当地域の特色でもある果樹生産振興分野において、本市にあつて先駆的な役割を果たします。

○主な施策

- ・果樹生産基盤の施設等整備に係る支援
- ・フルーツの里ブランド化の推進
- ・観光果樹園の拡大とネットワーク化
- ・果樹栽培農家の後継者対策としての樹園地流動化の取組み

2) グリーン・ツーリズムと観光の推進

○施策の方向

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行の受入れや農家民宿を行っているほか、産直や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源があります。それらを有機的に組み合わせ、活用しながら交流人口を拡大するなど、グリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

○主な施策

- ・都市農村交流による農業理解の促進と農産物等の販路拡大への取組み支援
- ・民宿村構想の促進支援
- ・援農ボランティアやワーキングホリデー、ファームステイ等多様な受入メニューの調査検討

3) 歴史・文化の里整備

○施策の方向

櫛引地域の宝でもある「黒川能」や「丸岡城跡史跡公園」をはじめ、各集落に伝承されている歴史文化資源の保存伝承や掘り起しなどを行いながら、地域に根ざした活動を推進し、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力の核にしていきます。また、それらを魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

- ・黒川能における有形・無形の文化財としての価値の継承支援
- ・丸岡城跡と加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大
- ・魅力ある地域資源を地域全体で活用した賑わい創出支援

(4) 朝日地域

○地域振興の方向

朝日地域の資源は、「美しく豊かな自然」、「森林の恵み・山郷の生活文化」であり、月山ワインに代表される特産品は森林の恵みと住民の知恵の結晶です。

自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、壮大な自然を活用した自然体験学習プログラムの開発・提供により心と体の健康や癒しの場をつくります。

また、定住対策として、地域コミュニティの維持や生活環境の整備を図ります。

1) 山の恵みを生かした複合農業の推進

○施策の方向

地域の特産品である月山ワインの消費拡大と、加工品の開発による山ぶどうの安定生産をめざすとともに、特用林産物等の生産、加工、開発と販路の確立のための仕組みづくりを研究します。

また、豊富な森林資源などの再生可能エネルギーを活用するための基盤づくりを推進します。

○主な施策

- ・山ぶどう加工品開発の促進
- ・「山の恵み」産地化の促進
- ・再生可能エネルギーを活用するための基盤づくり

2) 山村生活文化の継承による地域づくり

○施策の方向

住む人自身が山村生活の文化を理解し、継承することによって、交流や外部人材の誘致につなげ、自然・歴史・環境学習事業の展開を図り、森林文化都市の中核を担います。

また、集落自治機能を維持し、心豊かに生活できる地域づくりを推進します。

○主な施策

- ・六十里越街道「癒しと再生の道」づくり
- ・自然体験学習活動の推進
- ・観光資源の再生と活用
- ・安全・安心で心豊かに生活できる地域づくり

(5) 温海地域

○地域振興の方向

日本海東北自動車道（あつみ温泉 I C～鶴岡 J C T間）の開通や予定される日本海沿岸東北自動車道の全線開通、鼠ヶ関 I C（仮称）の設置など社会基盤の整備による環境変化を的確に捉え、豊かな自然と歴史が生み出す「温海かぶ」などの食文化、「しな織」などの伝統工芸、その他多様な資源を最大限に生かし、行政と住民が一体となり地域振興に取り組みます。あわせて資源維持のための後継者育成に取り組みます。

1) あつみ温泉の振興

○施策の方向

あつみ温泉は温海川沿いの「かじか通り」が整備され、日本海東北自動車道開通の効果もあり観光客は増加傾向にあります。この機を捉え、多様な旅行ニーズに対応するため、「そぞろ歩きが楽しいあつみ温泉のまちづくり」を目標に、温泉街の更なる魅力づくりと周辺環境の整備を推進するとともに、おもてなしの質を高めて観光客の増加を図ります。

○主な施策

- ・おもてなしの商店づくりの推進
- ・温泉周辺観光スポットの整備
- ・人材の育成（コーディネーター機能の確立）

2) 海・水産業を生かした地域振興

○施策の方向

温海地域は、日本海に面し豊かな海洋資源に恵まれており、特に鼠ケ関は漁業やヨット、海水浴などの海洋レジャーの拠点となっています。この鼠ケ関を拠点として温海地域の新鮮な魚介類を広くPRし、漁業の振興を図るとともに、年間を通して海に親しむことができる海洋レジャー基地としての整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

○主な施策

- ・新鮮な魚介類のPRとブランド化の推進
- ・水産加工品の研究開発
- ・海洋レジャー基地としての環境整備

3) 交流を核とした地域振興

○施策の方向

旅行形態が団体型から個人型に変化し、旅行ニーズも多様化していることから、豊かな自然や歴史、伝統文化などあらゆる地域資源を活用し、農山漁村体験や海洋レジャーなどを通して交流人口の増加を図るとともに、各地区の多様な食文化や生活文化を有機的に連動させ、地産地消の推進による農林水産業の活性化を図ります。

○主な施策

- ・温海地域全体をフィールドとした体験プログラムの開発と指導者養成
- ・体験型・滞在型旅行や教育旅行の誘致に向けた環境整備とPR
- ・地域内連携による地産地消の推進

H25.11.19 第4回地域審議会討議資料

朝日地域審議会 提言書

平成25年12月16日

はじめに

平成17年10月1日、1市4町1村の市町村合併に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づいて地域審議会が設置され、以来合併後の地域課題に係る事項について審議を行って、平成23年12月には、地域審議会として初めて市長に提言をいたしました。

朝日地域は、広大な山間地域に小規模の集落が点在し、市街地から遠距離にあることや豪雪など生活条件の厳しさから、市内でも特に過疎・高齢化が著しく進んでおり、山林・農地・集落等共有財産の維持はもとより、自治会運営・共同作業・伝統文化の継承が困難となり、集落の消滅さえも現実的な脅威となって顕在化しています。

速やかな新市の一体感の醸成を図るため、平等性を観点として事務事業の調整が進められ、合併から8年が経過した今、住民負担と行政サービスは概ね統一されました。

一方、公平性の観点で負担とサービスを考えるとき、一つの自治体として同じ水準であることの意義は理解いたしますが、日常生活を営む上で地理的、自然条件に起因した厳しさがあることから、特に当地域のような条件不利地域に暮らす住民にとっては、公平感が感じられる行政施策が必要であると感じております。

地域づくりにおいては、住民自らの社会的責任に基づく自助の精神、住民自治の理念に基づいた共助の精神を、私たち自身もしっかり持ちながら努力すべきと理解し生活しておりますが、山間地、豪雪地、小規模集落に暮らし続けるには、自分たちの力だけでは解決できない課題も多く存在することを御理解いただくとともに、公助として公平性に配慮した行政支援があつて初めて、安全・安心で心豊かな生活を送ることができる地域が創られるものと存じます。

また、各地域の課題について、迅速かつきめ細やかな対応ができるよう、庁舎における権限を拡充することも必要であると感じております。

当審議会としては、定住環境の整備や、地域資源を活かした農林業や観光振興など、地域活性化の取り組みを推進する必要があるという観点で審議してまいりましたが、広範なテーマを掲げたため課題が多岐にわたったことから、提言内容については、一部前回の提言と同趣旨となったものもあるということを御理解いただきたいと思います。

今回の提言が、地域づくりにおける住民と市の架け橋となり、市の施策に反映されることを強く願い、ここに提言します。

平成25年12月16日

鶴岡市長 榎本政規 様

朝日地域審議会 会長 佐藤芳彌

目 次

I 提言 ～住み続けることができる地域づくり～

提言1 集落自治機能を維持し、コミュニティを護る

1. 集落自治機能の維持の取り組み ————— 1
2. 地域コミュニティの再生の取り組み ————— 1
3. 地域特性に配慮した取り組み ————— 2

提言2 中山間地域の特性を産業に活かす

1. 農林業基盤の確立に向けた取り組み ————— 3
2. 鳥獣被害対策の取り組み ————— 4
3. 地域資源を活用した産業の取り組み ————— 5

提言3 いきいきと輝く“ひと”と地域を創る

1. 住民活動の発揚の取り組み ————— 6
2. 生活基盤の改善の取り組み ————— 7
3. 地域課題の解決に向けた取り組み ————— 8

II 地域審議会開催状況 ————— 9

III 地域審議会委員名簿 —————10

I 提言 ～住み続けることができる地域づくり～

提言1 集落自治機能を維持し、コミュニティを護る

1. 集落自治機能の維持の取り組み

【現状と課題】

少子高齢化や転出・転居による朝日地域の人口減少は予想をはるかに上回るスピードで進み、世帯・人口の減少により、自治機能を維持することが極めてむずかしくなっている集落も顕在化している。

特に、高齢者を残しての後継者の転出等が要因となって、高齢者世帯の割合が高くなる傾向があり、地域・自治会においては役員の担い手不足や、共同作業によって管理してきた共有財産の維持が困難な状況になっていることから、早急な対応策が求められている。

一方で、農地や山林の管理の停滞により荒廃が進むなど、公益的機能の低下も危惧される。

【課題解決に向けた提言】

●集落の維持、再生に向けた方策の検討

当地域では、小規模稲作農家を多く抱える集落が多いが、今後集落内の農地の管理・保全や農作業を集落全体でおこなう経営形態が、定住や集落の維持に一定の効果をもたらすと考えられる。

さらに集落の活性化につなげていくためには、その仕組みを一層、充実・発展させ、法人化も含めて集落の農家全戸が参画できるような農業経営、農地の保全の仕組みが必要である。

また、集落戸数の減少や高齢者の割合が多くなっている集落・地区の再編の是非について課題と効果の両面を検証していく必要がある。

<具体的方策>

- ・法人化を含む集落における農業共同経営の仕組みは、集落の維持に有効であり、農地の荒廃防止も期待できることから、集落で取り組むことができる組織の育成支援、組織化を促進する施策を展開する。
- ・集落自治機能を維持するための適正な集落の規模や自治活動のあり方を研究する。

2. 地域コミュニティの再生の取り組み

【現状と課題】

若年層の減少に加え、職業やライフスタイルが多様化し、地域や集落におけ

るコミュニティ活動が後退している実態がある。

地域の伝統文化が消失し、集落のよき風習が失われつつあるが、結いや互助の精神といった山村の誇るべき伝統を維持し、良好なコミュニティを形成するためにも集落の維持が必須であり、その対策が迫られている。

【課題解決に向けた提言】

●子育て支援策の拡充と後継者の育成

集落を維持していくためには、後継者が集落に住み続けていくことが必要となることは論を待たないが、そのためには集落における地域づくり活動や伝統文化活動の活性化を推進し、コミュニティ活動を充実させることが求められている。

少子化に歯止めをかけ後継者を育成していくために、婚活支援など地域住民の交流が促進されるような場の創出は、総合行政の中に大きく位置づけて取り組んでいくべきである。

また、子育てしやすい環境をつくるための施策も必要とされており、その対策が急務である。

<具体的方策>

- ・保育料、学校給食費の軽減や、高校生の通学助成の所得要件の緩和、住宅の整備などにより、子育てしやすい環境をつくる。
- ・民間における婚活の取り組みを支援するとともに、行政においても出会いの機会を創出するような施策を推進する。

●U I Jターン対策の推進

価値観やライフスタイルが多様化し、田舎暮らしに関心が高まっていることや、退職後は生まれ育った土地で暮らしたいという潜在需要があることから、地域の活力を生み出すために積極的に受け入れていくべきであるが、受け入れに関して態勢の整備と情報を発信する仕組みづくりを推進していく必要がある。

<具体的方策>

- ・中高年者のUターン希望に対応する施策を展開するとともに、Iターンを希望する若者が定住できるような仕組みづくりを行う。
- ・空き家情報をデータベース化し、移住希望者の需要に応えることができるような仕組みを構築する。
- ・「地域おこし協力隊」など、外部人材を導入する制度を積極的に活用する。

3. 地域特性に配慮した取り組み

【現状と課題】

当地域は広範な山間地に小規模集落が点在していることや、豪雪地帯であること、中心市街地から遠距離にあることなどから、市街地に比較して消防・防災・教育等に掛かる経済的負担が大きく、地域外に転出する大きな要因になっ

ている。

消防・防災の面では、消防分署から遠距離の集落では火災発生時の初期消火に消火栓が果たす役割が大きいが、資機材の整備に掛かる負担が課題となっているほか、消防団の出役手当などによる集落の負担も増大している。

教育面では、中心市街地から遠距離にあることから、高校生の通学費など経済的な負担が大きくなっている。

また、集落の共有財産の維持・管理について、特に小集落において負担が重くのしかかっていると同時に、過疎化・高齢化により共同作業等が困難となるなど、自助努力による維持・管理が継続できなくなっている。

【課題解決に向けた提言】

●山間地・遠隔地集落への重点的支援

行政サービスについては、各地域が同水準であることは当然であるが、山間地、遠隔地、豪雪地、小規模集落においては生活条件が市街地に比して過酷であることに鑑み、経済的負担に対する公費負担のあり方を検討するとともに、経費負担を観点とした軽減策について早急に取り組み、住民負担の公平の確保を図り定住を支援する。

＜具体的方策＞

- ・消火栓は遠隔地における初期消火に重要な役割を果たしていることから、消防資機材の整備等を支援する。
- ・地域特性に配慮した補助のあり方を検討し、特に高校生の通学支援の要件緩和などにより行政サービスの公平を確保する。
- ・公民館の雪下ろしなど、集落の共有財産の維持・管理に対する支援のあり方を検討する。

提言 2 中山間地域の特色を産業に活かす

1. 農林業基盤の確立に向けた取り組み

【現状と課題】

当地域は山間地を多く抱え、大規模化、大型機械化に不向きな立地条件にあり、専業による農業経営はむずかしいことから兼業農家が多い。

基幹とする稲作は米価の下落により収益性が低下していることから小規模農家の離農が進み、山ぶどうや山菜などの複合経営の安定化に向けた施策も進めているものの、担い手不足は解消できずにいる。

また、林業についても長期的な低迷から抜け出すことができず、再生可能エネルギー需要の高まりという追い風もあるものの、豊富な地域産材が有効に活

用されていないのが現状である。

【課題解決に向けた提言】

●農業経営の安定化対策

中山間地において耕地、特に稲作を守っていくには、集団で耕作する仕組みをつくり、集落・地域全体で取り組んでいくべきである。

法人化などによるメリットを施策として前面に押し出し、収益性があがることによって耕作放棄地の増加を防ぎ、環境の改善にも貢献していくような支援策を講ずる必要がある。

また、当地域は地形的に大規模な農業経営がむずかしい立地条件にあることから、山菜や菌茸類等、特用林産物の少量多品目生産による経営が営まれてきたが、販路が限られていることが課題となっていた。

生産者が容易に利用できるような、スタッフ常駐のパッケージができる設備、それに伴う組織や仕組み、誰でも利用できるような加工設備などを整備することによって収益性の向上が図られることから、設備の整備を支援することが求められている。

＜具体的方策＞

- ・潜在的な地域資源の新規商品化は初期投資が課題であることから、商品化の取り組みに意欲を持った生産者に対し支援を行う。
- ・新規作物や少量多品目生産作物で高収益を上げるため、JAなど既存団体との連携を深めながら、新規顧客の開拓や観光事業者とのタイアップなど販路の拡大を進める。
- ・生産者の求めに応じて、常駐スタッフがパッケージし販売できる状態にするような設備、組織、仕組みづくりを図る。
- ・生産者が容易に利用できる加工設備の整備を支援する。
- ・意欲を持って就農したいという後継者を育てるために、就農に向けた条件整備や環境整備を行う。
- ・既存施設の加工設備を有効活用できる仕組みづくりを検討する。
- ・農家民宿を展開することにより、農作物の安定的な販路を獲得する。

●山ぶどうの多様な加工品への展開

山ぶどうは、月山ワインの振興とともに徐々に生産を伸ばしてきており、今後とも安定供給のための体制を堅持する必要がある。

また、ワイン以外の加工品の開発に取り組んでいくことが必要である。

＜具体的方策＞

- ・滋養強壮効果を前面に押し出し、アルコールが入っていない商品を開発することによって購買層を広げる。
- ・果実だけでなく、蔓や葉、枝など、全てが商品としての潜在的価値を持ちえ

- ていることから、果実以外の商品化の研究を推進する。
- ・地域の家庭に調味料として月山ワインを常備する運動を推進する。

2. 鳥獣被害対策の取り組み

【現状と課題】

鳥獣被害は年々深刻さの度合いを増しており、経済的な被害もさることながら、収穫を目前にして被害に遭うことによる精神的なダメージも大きく、生産意欲の減退を招いている。

猟友会による巡回や電気柵の設置などの対策については相応の効果が認められ、継続した取り組みが必要であるが、対症療法的な対策だけで抜本的な解決には至っていない。

【課題解決に向けた提言】

●鳥獣被害対策

鳥獣被害対策は、もはや朝日地域や中山間地といった限定的な地域課題ではなく、猟友会員の育成などは全市的な課題として取り組みを進める必要がある。

また、即効性のある取り組みを継続するとともに、中長期的には鳥獣を集落から遠ざけ、棲み分けを図るような施策も検討していく必要がある。

<具体的方策>

- ・猟友会の会員に対する支援を拡充するなど、後継者の育成に努める。
- ・人工林から自然林への回帰を進めて、鳥獣のエサを増やす対策を研究する。
- ・緩衝地帯の施業を進めることによって、鳥獣を集落・耕地・畑地から遠ざけるような取り組みを行う。

3. 地域資源を活用した産業の取り組み

【現状と課題】

当地域は、森林資源や観光資源が豊富であるものの、採算性などがネックになり、十分に生かされていないが、里山回帰のライフスタイルや再生可能エネルギーが注目されるなど、可能性が大きくなることも期待される。

時代の趨勢を見極め、資源の有効な利活用をめざすことが求められている。

【課題解決に向けた提言】

●地域資源の利活用

当地域は、雪・水・森林など、再生可能な自然エネルギー源の宝庫である。地球環境の保全に対する意識が高揚し、再生可能エネルギーへの転換が求められている昨今、当地域はそのモデルとして積極的に導入に向けた取り組みを推進すべきである。

また、里山文化に癒しを求める観光客が多く訪れるので、受入態勢を拡充す

ることが必要である。

＜具体的方策＞

- ・ペレットストーブの生産拠点となる施設整備を検討するなど、地域特性を生かした利活用の方法を研究する。
- ・櫛引地域に整備が予定されているバイオマス発電施設には、当地域からも原材料の供給が期待されているため、安定供給ができるような支援を行う。
- ・燃焼効率の良い薪ストーブを普及させる施策を研究する。
- ・朝日の魅力を活かした観光メニューの開発に取り組み、多様なニーズに応えていく。
- ・朝日軍道など未整備の資源に着目し、活用の方策を検討する。

提言3 いきいきと輝く“ひと”と地域を創る

1. 住民活動の発揚の取り組み

【現状と課題】

少子高齢化、人口減少が要因となり、芸術文化活動を始めとする住民の自主的な活動、特に子ども会、青年団体、女性層など若年層の組織活動が停滞し、地域の活力が急速に失われつつある。

住民主体の活動が必要であることは理解しつつも、定住対策のために過疎地域に対する行政の支援も必要とされている。

また、地域活動に意欲をもって取り組むためには、安定した経済基盤が不可欠であるが、その基盤は脆弱であるのが実情である。

【課題解決に向けた提言】

●生涯学習・芸術文化活動の推進

生涯学習は、地域づくり、ひとづくりに重要な役割を担っているが、その活動の停滞が指摘されている。

その要因として、地域の人口減少、特に若年層の減少による団体活動の停滞、事業などへの参加意欲の減退、行政が主導的な役割を発揮できなくなっていること、施設利用に負担が伴うこととなったことなどが挙げられている。

活動を推進するために公民館が大きな役割を担っていることから、行政と住民が一体となって活動を進めていくべきである。

また、地域の伝統行事の伝承が難しくなっていることから、その保存・伝承や、失われつつある文化の発掘・復活させるような施策を推進する必要がある。

芸術文化団体においても高齢化が大きな問題となっており、後継者の育成に向けた積極的な対策が急務である。

＜具体的方策＞

- ・地域における自主的な活動を支援する体制づくりはもとより、行政においても活動に対する支援ニーズを把握し、メニュー化する。
- ・公共施設利用の負担軽減を求める声も大きいことから、「(仮) 地域活動センター」化に伴う施設の利用方法については、住民の声を十分に反映させる。
- ・地域の伝統文化を保存・伝承し、芸術文化活動を推進するために、活動の拠点となる施設の確保や活動に対する支援を行う。

●愛郷心の醸成と人材育成

地域での共同体として生活を営んできた里山の生活様式も大きく変わっているが、日常生活の不便さを感じながらも生まれ育った地域に住み続けたいと思うような子どもを育成するには、親が誇りを持って地域に暮らしていると伝えることが必要である。

また、地域にとって有為な人材を育成するには、小中学生の頃から地域活動に対する意識付けが重要であり、地域の歴史や資源、集落の中での世代を超えた人的なつながりを伝えていくような地域づくりが必要であることから、若者がイベントなどに参画する機会を創出する方策やネットワークづくりが必要である。

<具体的方策>

- ・青年団体の育成を支援し、地域で青年が活躍できるような場をつくる。
- ・地域の活力に結びつくイベントや地域おこし活動に対する支援を積極的に行う。
- ・大学生などが地域づくり活動に参画できるような機会を創出する。

2. 生活基盤の改善の取り組み

【現状と課題】

雇用の場が少なく遠距離の通勤には長時間を要すること、積雪による労力や生活費の増嵩などから、後継者が生活の場を市街地に求め、高齢者世帯が増えている。

地元商店も減少しており、生活交通路線も先細りしていることから、買い物や通院などにも不便を来している状況があり、高齢者に対する生活支援が求められている。

また、転出による空き家の増加、さらには近年の傾向として雪下ろしもせず倒壊しても放置する建物が多くなり、景観や環境の悪化が顕在化している。

【課題解決に向けた提言】

●生活環境・雇用環境の整備

市街地から遠隔であることと、豪雪地帯という物理的なハンデは解消する術がなく、そこで生活を営むためには、通勤や通学、高齢者の通院や買い物など

に対する不便さを軽減することが必要となっている。

生活交通の確保は路線バスの維持だけでは困難になっており、高校生や高齢者といった交通弱者対策に重点をおいた仕組みづくりにシフトする必要がある。

また、道路除雪による交通の確保は進んでいるが、雪下ろしや排雪などの労力、負担の軽減を図るような施策を推進すべきである。

＜具体的方策＞

- ・ スクールバスの混乗やデマンド交通など、生活交通の確保の多様な可能性について研究する。
- ・ 地域の共有財産の雪下ろしなどが困難になっていることから、共有財産の維持・管理に対する支援を検討する。
- ・ 朝日地域に新たな就業の場を増やすことによって地元における雇用機会を創出し、山間地域で生活設計できるような所得向上対策を講ずる。
- ・ 放置された空き家に対しては、条例の規定により対処し、地域の景観や環境を守るように努める。

3. 地域課題の解決に向けた取り組み

【現状と課題】

地域庁舎には、地域における諸課題に迅速に対応することが求められているが、職員が住民と向き合う機会が減少しているほか、庁舎において解決する機能が縮減していることから、地域特有の課題に対処できなかったり、時間を要するケースが増えている。

【課題解決に向けた提言】

●庁舎機能の充実・拡大

地域における対応を、地域において決定することができる範囲を広げ、ニーズに即した行政対応が求められていることから、庁舎の機能を拡充する必要がある。

＜具体的方策＞

- ・ 地域庁舎の予算執行や決裁権限を拡大するなど、裁量の幅を広げる。
- ・ 朝日大泉小学校、大網小学校の廃校後の校舎については、地元の意見も尊重しながら利活用できるように配慮する。

II 朝日地域審議会の開催状況

平成24年度

回数	開催日	内 容
第1回	5月31日	・平成24年度予算及び主要事業の概要について ・提言に関する取り組みの報告
第2回	8月1日	・鶴岡市学校適正配置検討委員会 中間報告について ・協議テーマ（メインテーマ）の設定について
第3回	10月23日	・協議テーマ（サブテーマ）の設定について ・協議テーマの検討について
第4回	11月21日	・鶴岡市総合計画実施計画の策定について ・鶴岡市地域コミュニティ基本方針について ・協議テーマの検討について
第5回	2月6日	・協議テーマの検討について（ワークショップ） ・協議テーマの中間まとめについて

平成25年度

回数	開催日	内 容
第1回	5月31日	・平成25年度予算及び主要事業の概要について ・地域振興計画の策定（見直し）について ・地域審議会の進め方（協議テーマ）について
第2回	8月1日	・協議テーマの検討について
第3回	10月22日	・朝日地域審議会提言書（案）の検討について
第4回	11月19日	・鶴岡市総合計画実施計画の策定について ・朝日地域審議会提言書（案）について

自主研修

平成24年度

開催日	内 容
10月23日	・講演「里仁館とほとりあと朝日地域」 講師 自然学習交流館ほとりあ館長 植松芳平氏
12月18日 12月19日 12月20日	・協議テーマの検討について（ワークショップ）

平成25年度

開催日	内 容
5月31日	・講演「人口400人弱の山村にみる人・森・雪の活かし方」 講師 山形大学農学部准教授 渡辺理絵氏
8月28日	・協議テーマの検討について

Ⅲ 朝日地域審議会委員名簿

任期：平成24年7月1日～平成26年6月30日

役 職	所属団体・役職名等	氏 名	備 考
会 長	朝日体育協会会長	佐藤 芳 彌	
副会長	あさひむら直売施設管理運営組合店長	佐藤 照 子	
委 員	出羽商工会朝日支部 代表理事	松 本 壽 太	
委 員	朝日芸術文化振興協会 会長	渡 部 嚴	
委 員	朝日地域駐在員連絡協議会 会長	佐藤 正	
委 員	朝日地域駐在員連絡協議会 副会長	上野 博 喜	
委 員	庄内たがわ農業協同組合 理事	齋藤源之助	
委 員	出羽庄内森林組合 理事	佐藤 泉 三	
委 員	鶴岡市消防団朝日方面隊 隊長	宮崎 康 史	
委 員	庄内たがわ農業協同組合朝日支所女性部 部長	清野 一 女	
委 員	鶴岡市朝日地区民生児童委員協議会会長	佐藤 宥 男	
委 員	鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部支部長	清野 清	
委 員	鶴岡市立朝日小学校PTA会長	難波 一 之	
委 員	大鳥タキタロウ村村長	大滝 清 策	
委 員	学識経験者	井上 時 夫	
委 員	学識経験者	工藤 悦 夫	
委 員	学識経験者	安達 幸 恵	
委 員	学識経験者	渡部 小 枝	
委 員	学識経験者	今野 継 子	
委 員	学識経験者	五十嵐大輔	

前委員

所属団体・役職名等	氏 名	備 考
前庄内たがわ農協朝日支所女性部 部長	難波 玉 美	平成25年3月31日退任
前鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部長	小野 寺 一 郎	平成25年4月21日退任